

資料4 県立高等学校の望ましい規模について

1 高等学校の学校規模と教育効果

学校規模については、学校の活力を維持し、教育効果が最大限発揮できるよう配慮する必要があり、規模が適正であるかどうかの視点として、

- 多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られるか。
- 生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できるか。
- 教職員を適正に配置し、高等学校教育の専門性が確保できるか。
- 多くの教職員の配置により、生徒に多様な見方や考え方を学ばせることができるか。
- 生徒会活動や部活動は活性化し、充実するか。
- 大人数で競合することなく施設・設備を効率的に活用できるか。

などがあげられる。

視点	大規模校	小規模校
多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られるか。	大きな集団であることから、生徒相互の切磋琢磨が行われ、人間性の陶冶や相互啓発が期待できる。	適度な切磋琢磨の中で自我を作り上げていく機会が限られるので、学校外との関わりを持つ機会を設定するなど工夫が必要となる。
生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できるか。	生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に対応した多様で弾力的な教育課程の編成が可能になる。	教育課程の編成や教員の相互研修による教育活動が限定的となり充実向上を図りにくい。
教職員を適正に配置し、高等学校教育の専門性が確保できるか。	様々な専門性を持つ教職員等を確保できる。	教員数が少ないことから、進学や就職等の進路希望に適切に対応するための、教科・科目の専門性の確保が難しい。
教職員との触れ合いにより、生徒に多様な見方や考え方を学ばせることができるか。	多様な個性や価値観との出会いにより社会性の育成が期待できる一方で、生徒と教職員の関係が希薄になりがちである。	多様な見方や考え方を学ばせるには工夫が必要だが、日頃のきめ細かい指導を通して生徒と教職員の相互理解の深化が望める。

視点	大規模校	小規模校
生徒会活動や部活動、学校行事等は活性化し、充実するか。	生徒数が多いため、生徒会活動や部活動、学校行事等は活発になる。しかし、全体に一斉に動く学校行事の運営に支障をきたすことがある。	生徒会活動や部活動については限定されることもあるが、学校行事では生徒一人ひとりに様々な役割が割り振られるので、生徒が活躍する場が多い。学校全体の一体感は強くなる。行事については地域や保護者の協力が必要な場合もある。
大人数で競合することなく施設・設備を効率的に活用できるか。	施設、設備の利用が過密になることがある。	学級減により小規模化した場合は施設、設備に余裕がある。

参考 北海道大学「小規模高校に関する基礎的研究：北海道での調査から」
 (公教育システム研究 (H19.2月))
 山岸治男「過疎地域の高等学校再編課題」 (大分大学教育福祉科学部研究紀要)
 各都道府県高等学校再編整備計画等

2 少子化地域における小規模高校対策 (各都道府県再編整備計画等より)

(1) 社会性の育成と学校の特色づくり

- ・ 校内における異学年交流、地域における学校間交流
- ・ 地域行事などへの生徒の参加促進、地域住民の学校への招聘、総合的学習の内容検討、特色ある教育課程や各種コースの導入

(2) 学校間連携による学校行事や部活動の実施

- ・ 地域の学校間連携による文化祭等の実施
- ・ 地域の産業祭への参加、地域との合同運動会
- ・ 中高間の教員の交流
- ・ 他校と合同部活練習
- ・ 部活指導への地域人材の導入

(3) 特色あるカリキュラムの編成

- ・ 学校外学習の単位認定
- ・ 地域有識者や社会人講師の招聘
- ・ 地域の福祉施設や近隣高校・大学などとの連携による単位認定

※参考 小・中学校における学校規模

(1) 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。(学校教育法施行規則第 41 条)

(2) 適正規模の判断理由

<小学校>

- ・クラス替えができる規模
- ・運動会や学芸会等である程度の活性化が図れる規模

<中学校>

- ・主要教科について各学年それぞれの担任教員を用意できる規模
- ・部活動やクラブ活動等の種目数を一定数維持できる規模

出典：文部科学省 「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第 11 回）」
 配布資料 「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等」より
 (平成 21 年 3 月)

3 各都道府県における高等学校の望ましい規模

望ましい規模についての考え方は、各都道府県によってさまざまだが、4 学級～8 学級を望ましい規模としている都道府県が最も多い。しかし、実際の高等学校の学級数が望ましいとされた規模の範囲に収まっている都道府県は栃木県のみであり、ほとんどの都道府県が望ましい、あるいは適正とされる規模より小さな高等学校を設置している状況である。

本県の場合、平成 24 年度に適正規模（4～8 学級）の高等学校は 25 校、3 学級相当規模（定員 120 人）以下の高等学校が 11 校である。

都道府県立高等学校の望ましい規模(平成23年度)

	2学級～8学級	3学級～8学級	4学級～6学級	4学級～8学級	5学級～6学級	5学級～8学級	6学級～8学級	6学級	8学級	なし
都道府県数	1	2	1	30	1	1	7	4	2	2

学科によって、望ましい規模が異なる都道府県があるため、合計は47になっていない。

※ 第 2 回審議会の資料は平成 22 年度のデータであったため、上表と一部数値が異なっている。

都道府県立高校の適正規模と平成24年度の学校規模の現状

			適正規模等						平成24年度の学校規模											
			2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	11学級以上
北海道	望ましい規模				○	○	○	○	○	42	43	13	37	20	24	12	35	1		
青森県	適正な規模	三市					○	○	○	7	14	2	8	7	14	8	1			
		三市以外			○	○	○	○	○											
岩手県	望ましい規模			○	○	○				3	13	12	6	11	14	5	1			
宮城県	望ましい規模					○				1	6	11	8	13	10	18	5	1		
秋田県	適正な規模			○	○	○	○	○		1	5	13	8	10	11	3				
山形県	(なし)									4	6	8	7	10	7	5		1		
福島県	適正規模			○	○	○	○	○		8	16	9	7	11	14	12	11			
茨城県	適正規模			○	○	○	○	○			2	8	16	19	19	19	10			
栃木県	適正規模			○	○	○	○	○					14	20	17	6	2			
群馬県	適正規模			○	○	○	○	○			8	5	10	14	12	10	7			
埼玉県	適正な規模	普通科					○	○	○											
		専門学科					○				1	2	6	11	37	25	29	24	6	1
		総合学科					○	○	○											
千葉県	適正規模			○	○	○	○	○			2	6	20	16	18	12	43	12	1	1
東京都	適正な規模	35~40人学級					○			3	5	1	8	28	64	36	30			
神奈川県	適正な規模						○	○	○				3	8	45	56	27	12	2	
新潟県	標準規模	35~40人学級		○	○	○	○	○		2	7	5	18	16	7	11	9	2	3	
富山県	基本的な規模			△	○	○	△	△		1	3	6	10	7	5	6	2			
石川県	適正規模			○	○	○	○	○			5	5	6	8	5	3	4	2	2	
福井県	適正な規模	30~36人学級		○	○	○	○	○		1		2	7	9	2	1	3	3	1	
山梨県	適正規模			○	○	○	○	○				4	3	5	3	14	11			
長野県	適正規模		○	○	○	○	○	○		2	4	19	15	10	14	14	4	2		
静岡県	適正規模						○	○	○	2	5	8	13	12	32	9	11	4	3	
岐阜県	適正規模			○	○	○	○	○			1	6	10	9	9	11	10	3	4	
愛知県	標準規模						○	○	○	1	3	4	6	15	38	22	38	33	1	
三重県	適正規模		○	○	○	○	○	○			3	5	4	6	11	10	11	4		
滋賀県	標準規模						○	○	○			4	8	9	14	5	3	1	1	1
京都府	適正規模	学年制						○		2	2	7	2	6	12	10	7	6	4	
		単位制																		
大阪府	(なし)										1		1	14	34	37	41	23	5	
兵庫県	望ましい規模	普通科					○	○	○											
		総合学科			○	○	○	○	○											
		専門学科		○	○	○	○	○	○		5	5	10	6	16	34	33	23	8	2
		生徒減少地域		○	○	○	○	○	○											
奈良県	望ましい規模						○			1	3	2	1	10	3	6	4	3	1	
和歌山県	適正規模			○	○	○	○	○		4		2	5	5	6	5	5	2	1	1
鳥取県	適正規模			○	○	○	○	○			1	3		5	8		7	4		
島根県	適正規模			○	○	○	○	○		4	4	9	10	2	4	4				
岡山県	適正規模			○	○	○	○	○			1		16	9	3	9	11	4		
広島県	適正な規模			○	○	○	○	○		11	8	9	7	12	13	11	15	2		
山口県	望ましい規模			○	○	○	○	○		6	7	9	23	4	4	3	2			
徳島県	適正規模			○	○	○	○	○		2	4	5	3	7	5	2	7			
香川県	望ましい規模				○	○	○	○				6	4	6	5	8	3			
愛媛県	適正規模			○	○	○	○	○		3	8	13	4	3	3	4	9	5		
高知県	適正規模			○	○	○	○	○		2	8	3	8	4	3	5	1			
福岡県	望ましい規模の基準			○	○	○	○	○					18	18	21	12	15	8	9	1
佐賀県	適正規模			○	○	○	○	○			1	10	8	5	8	2	2			
長崎県	標準規模			○	○	○	○	○		3	7	7	11	6	8	9	4			
熊本県	適正規模			○	○	○	○	○		4	4	6	3	12	8	8	2	6	4	
大分県	適正規模			△	△	○	○	○		4	4	4	10	5	10	5	3			
宮崎県	適正規模			○	○	○	○	○				6	6	7	7	6	1	2	1	
鹿児島県	適正規模			○	○	○	○	○			14	14	13	6	6	5	12	1		
沖縄県	適正規模			○	○	○	○	○			3	5	2	6	13	7	11	6	4	2